

# 生徒指導規程

大竹市立大竹小学校

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

### (登下校等)

第1条1 全学期を通じて登下校の時間を守る。

- (1) 登校 7時40分から8時25分までに登校する。
- (2) 下校 学年ごとに集団下校し、下校予定時刻を守る。(雨天時の場合、学級ごとに下校)
- 2 登下校は原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。
- 3 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が担任あるいは学校に連絡する。

### (服装)

第2条1 標準服を着用する。

- 2 標準服は、別に定めるPTA標準服の規定に則る。
- 3 登下校時は体操帽子を着用する。
- 4 校内では名札をつける。
- 5 通学シューズは白色とし、体育の授業でも使用しやすいものにする。(ハイカットの物は避ける)
- 6 靴下は白・黒・紺の無地のものにする。(ワンポイント可)

### (髪型)

第3条1 小学生らしい髪型をする。

- 2 髪留めやゴムは、華美なものを避け、黒、紺、茶色のものにする。
- 3 前髪は目にかからない程度にし、長いものは分ける。(派手な飾りピンは使用しない)
- 4 後ろ髪は襟が隠れる場合は、ゴムでくくる。
- 5 染色・脱色・そり込み(ツブロック)など小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いをもち、やめるよう指導を行う。

### (化粧・装飾)

第4条1 次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレットなどの装身具
- (2) 口紅・マニキュアなど爪への装飾
- 2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。

### (持ち物)

第5条1 学習に不要な物、携帯電話の学校への持ち込みは禁止する。

- 2 学習に関する持ち物は、教務部が示す「学習のきまり」に則る。
- 3 原則、ランドセルを使用する。(行事、怪我等以外)
- 4 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。

## 第3章 校外生活に関すること

### (外出)

第1条 児童のみの校区外への外出は禁止する。

(ただし、大竹市立図書館、総合市民会館はよい。)

第2条 海・川など危険な場所には児童だけでは行かない。

### (自転車)

- 第3条1 旧大竹小学校校区と木野地区とを自転車で行き来するのは安全上禁止とする。  
2 木野地区の5・6年生に限って、保護者の許可のもとヘルメットを着用すれば自転車の行き来を認める。  
3 自転車に乗る際は、交通ルールを守る。

(夜間外出・外泊)

- 第4条1 保護者の許可ない夜間外出や外泊は禁止する。  
2 映画やボーリング場、カラオケボックス、ゲームセンター等へ行く場合は保護者同伴とする。  
3 飲食店に行く場合は保護者同伴とする。

#### 第4章 特別な指導に関する事

(問題行動への特別な指導)

第1条1 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ①万引き
- ②威圧・強要行為
- ③建造物・器物損壊
- ④飲酒・喫煙
- ⑤その他、法令・法規に違反する行為

(2) 本校の「きまり」などに従わない行為

- ①いじめ、暴力
- ②授業妨害
- ③指導に従わないなどの指導無視及び暴言など
- ④その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

2 (1)(2)の問題行動を起こした場合、警察等関係機関と連携を図る場合がある。

(特別な指導)

第2条1 特別な指導では、事実確認及び説諭、反省文を書かせる等発達段階に応じた反省指導を行う。

- 2 特別な指導は、必ず複数の職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
- 3 特別な指導は別室にて行い、その後、保護者連絡や面談を行う。
- 4 特別な指導の期間は、児童の発達段階を考え概ね1日とする。
- 5 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。
- 6 特別な指導をしても改善がみられない場合は、保護者引き渡し、または一定期間保護者参観を求めることがある。

#### 付則

この規程は、平成22年9月1日より施行する。  
平成23年4月1日より一部改正、施行する。  
平成23年7月7日より一部改正、施行する。  
平成25年4月1日より一部改正、施行する。  
平成26年5月1日より一部改正、施行する。  
平成26年9月1日より一部改正、施行する。  
平成27年4月1日より一部改正、施行する。  
平成29年4月1日より一部改正、施行する。  
平成30年5月1日より一部改正、施行する。  
平成31年1月7日より一部改正、施行する。  
令和4年4月4日より一部改正、施行する。